

令和6年度沼津市市民憲章活動支援助成金 募集要項

1 事業の趣旨

沼津市市民憲章推進協議会は、自治会、NPO及びボランティア団体等の市民活動団体（以下「団体」という。）が取り組む、市民憲章の趣旨に沿った公益的な活動を支援するため、これらの活動に係る経費の一部を助成する「沼津市市民憲章活動支援助成金」を創設しましたので、対象となる事業を募集します。

2 募集内容等

(1) 応募資格

次の全ての要件を満たす団体（法人格の有無は問いません。）が応募できます。

- ① 沼津市内に活動拠点の事務所があり、かつ、市内で活動していること。
- ② 5人以上の構成員で構成され、かつ、構成員の5人以上が市内に在住、在勤又は在学する者であること。
- ③ 公益の増進に寄与することを目的として非営利事業に取り組む団体であること。
- ④ 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- ⑤ 沼津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団でないこと。

(2) 募集期間

令和6年6月10日～令和6年7月10日

(3) 募集事業

① 事業内容

団体自らが、企画及び実施する市民憲章の趣旨に沿った公益的な事業。

（別紙：事業例を参照してください。）

また、同事業に対し国又は他の地方公共団体等から補助金等の交付を受けている場合には、同事業への応募はできませんのでご了承ください。

② 事業期間

令和6年8月1日から令和7年2月28日までの期間

③ 事業予算

事業費総額が5万円以上となるもの

助成対象として認められる経費の10分の10（10万円を限度とし、千円未満の端数については切り捨て）を協議会が交付します。（別表：補助対象経費を参照してください。）

なお、令和6年度の同事業に係る市民憲章推進協議会の予算総額は30万円となります。

(4) 応募方法

応募しようとする団体は、次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添えて協議会事務局（沼津市役所市民協働課協働推進係）に提出してください。

① 提出書類

- ア 沼津市市民憲章活動支援助成金申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第2号様式）
- ウ 団体概要書（第3号様式） ※自治会は提出不要
- エ 団体構成員名簿（第4号様式） ※自治会は提出不要
- オ 誓約書（第5号様式）
- カ 収支予算書（第6号様式）
- キ 会則・規約・定款など、団体の概要がわかるもの ※自治会は提出不要

② 提出部数 原本1部（ア～カの書類） 写し1部（キの書類）

③ 受付時間 土日祝日を除く午前9時から午後5時まで （郵送による場合、募集期間最終日の消印有効）

④ 郵送提出先

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号
沼津市市民憲章推進協議会事務局（地域自治課）

3 審査方法等

応募された事業の審査は、協議会事業選定委員会で行い、令和6年7月末日までに審査結果を沼津市市民憲章活動支援助成金採択決定通知書（第7号様式）にてお知らせします。

審査に先立ち、事務局より事業内容について質問させていただくこともあります。

また、採択された事業については、翌年度協議会の総会において活動発表をしていただく場合があります。

4 助成方法

採択された事業については、次の書類を事務局に提出することにより、助成金を交付します。

助成金は、円滑な事業の執行を図るため、概算払の方法により事前に交付します。概算払した助成金については、事業完了後に実績に応じた精算を行います。

【提出書類】

- ① 沼津市市民憲章活動支援助成金交付申請書（第8号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）
- ③ 収支予算書（第6号様式）

5 実績報告

助成を受けた団体は、事業が完了した月の翌月 15 日までに、沼津市市民憲章活動支援助成金実績報告書（第 12 号様式）及び領収書の写し等を事務局に提出していただきます。

協議会は、実績報告書を審査し、事業実績が本制度の趣旨に沿ったものであると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、沼津市市民憲章活動支援助成金交付額確定通知書（第 13 号様式）によりお知らせします。

* 実績報告書の審査結果により、余剰額等を協議会に返還する義務が生じます。

6 事業内容の変更

原則として助成決定を受けた事業の変更（経費区分の変更も含む）については認めませんが、やむをえない事由により事業の変更又は中止することとなった場合には、沼津市市民憲章活動支援助成金事業変更承認申請書（第 10 号様式）を事務局に提出し、協議会会長の承認を得てください。

変更承認後、事業の進行状況に応じて助成金の返還をしていただく場合があります。

※ 申請様式は、沼津市役所地域自治課（市役所 2 階）窓口で配布しております。

また、沼津市 HP（市民憲章）にてダウンロードできます。

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/profile/whats/shiminkensyo.htm>

沼津市民憲章

富士の秀峰、愛鷹山と千本松原の緑、洋々たる駿河湾、狩野川の流れ。
私たちは、この美しい自然と豊かな郷土を愛し、先人の努力を受け継ぎ、さらにはすぐれた健康都市を築いて、これを次代に引きつぐ責任と誇りを感じます。

私たちは、お互いの幸せを願い、ここに市民憲章を定め、力強く実践していきます。

私たち沼津市民は

1. 緑と水と空、このかけがえのない自然を守り育て、清潔な環境をつくれます。
1. すすんで心身をきたえ、健康と文化の向上につとめます。
1. 仕事に生きがいを見だし、意欲をもって働きます。
1. 人権を尊重し、時間と規則を守ります。
1. 善意と思いやりをもって、温かい家庭と社会を育てます。

別表

補助対象経費

経費の区分	費目
報償費	講師、専門家、出演者等への謝礼等
旅費	交通費
消耗品費	文具費、日用品費、材料費等
印刷製本費	チラシ、広報、資料等の印刷費及びコピー代等
通信運搬費	郵便、宅配便等の運搬用費用
食糧費	講師、専門家、出演者等の食事代等
燃料費	機器の燃料、ガソリン代等
使用料及び賃借料	会場使用料、器材使用料等
保険料	ボランティア保険等
備品購入費	事業の実施にあたって、真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかになっている場合は、その経費の2分の1を対象とする。
雑費	支払手数料、振込手数料等
その他経費	その他会長が必要と認める経費

補助対象外となる経費

- ・施設整備に係る経費
- ・団体の構成員による会合の飲食費（会議や打合せ等の際の弁当代）
- ・団体の構成員に対する人件費（構成員に対する賃金や謝礼）

事業例

次の事業は、市民憲章の趣旨に沿った公益的事業の事例となります。
事業検討をする際に参考にしてください。

環境美化活動

- ・ △△山登山道のゴミ拾い・草刈り活動
- ・ □□通りの緑化推進・植栽活動
- ・ ○○山の整備活動
- ・ 住みよい住環境を作るための研修活動
- ・ 遊休農地の活用支援活動

健康増進活動

- ・ 高齢者を対象とした○○教室
- ・ ○○病を克服するための知識習得のための研修会
- ・ 小学生及び中学生を対象としたスポーツ教室等
- ・ 子どもたちが自然体験できる環境の整備活動

温かい家庭と社会を育てる事業

- ・ 子育てサークル等による子育て支援活動
- ・ 親子で楽しめる自然教室等の活動
- ・ 託児付きの調理実習等の活動
- ・ 映画等の自主上映会
- ・ 地域に住んでいる外国人等との交流事業

就労促進事業

- ・ 小学生及び中学生を対象とした職業体験
- ・ 失業者等を対象とした、就労促進のための相談活動
- ・ 就労のためのスキルを身に付ける○○教室等の開催

人権に関する事業

- ・ ○○障がいを持つ人との交流事業
- ・ ○○障がいを理解するための啓発活動
- ・ 子どもを取り巻く社会環境等の整備活動
- ・ 女性、子ども及び高齢者に対する暴力を無くす啓発活動